法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-03-14

記紀八代系譜の成立と光明立后

前川, 明久 / MAEKAWA, Akihisa

(出版者 / Publisher)
法政大学史学会
(雑誌名 / Journal or Publication Title)
法政史学 / 法政史学
(巻 / Volume)
28
(開始ページ / Start Page)
14
(終了ページ / End Page)
23
(発行年 / Year)
1976-03-23
(URL)

https://doi.org/10.15002/00010940

紀八代系 譜の 成立と光明立后

後につづけて、綏靖以下八代の天皇系譜を接続させたのではない の目的は八世紀のはじめに古代天皇制国家が確立し、その建国の はじめに記紀編纂を目標としてなされたものとみられており、そ ば、綏靖以下八代の天皇系譜の述作は、七世紀後半から八世紀の かとみられているのが、有力な見解である。 悠久を説くために、記紀の冒頭に伝説的始祖的天皇である神武の は、逸することのできない先行研究である。今日の諸研究によれ して天武朝前後に述作されたと説かれた直木孝次郎氏の研究など 壬申の乱を契機として天皇家と 密 接 な関係をもち、その反映 と 氏の研究や、同系譜に付随してみえる后妃系譜は大和の県主家が 天皇の和風諡号について精緻な分析を試みた水野祐・井上光貞両 の研究がつみかさねられている。たとえば、系譜にみえる八代の 記紀にみえる綏靖以下八代の天皇系譜については、すでに多く

的意図をもって編纂された史書であることを念頭に置くとき首肯 たしかに右にみた綏靖以下八代系譜の述作目的は、記紀が政治

> の述作・成立をめぐって他に目的があったのではないかと疑いを みであったかと考えると、かならずしもそればかりではなく、こ できるが、はたしてそれが単に天皇家の歴史の悠久を説くための 前 Ш 明 久

もつのである。

が紀よりも古い伝えを多く残していると考えられている。(3) 紀のそれはあたらしく、その本文では県主出身の后妃は一名(孝 と考えられるのである。 う関係があり、この関係が古い伝承として記に系譜化されたもの 家出身の女性が宮廷に仕え皇子女の養育にたずさわっていたとい とは、直木孝次郎氏が説かれたように、天武朝前後において県主 県主出身の后妃は記にも多くみえるので、天皇家と大和の県主家 のぞいて師木県主の祖・十市県主の祖何某と記してあり、記の方 県主・春日県主・十市県主何某と記しているが、記には安寧記を を比較すると、書紀では孝霊紀の十市県主等の祖をのぞいて磯城 示すると左のごとくになる。(別表参照)。いま、記紀の后妃系譜 姓が記紀ともにくわしく記されており、その出身氏族の氏姓を表 まず、この系譜で注目されるのは、八代の天皇の后妃の出身氏 しかし、記にみえる后妃系譜に対して、書 また、

四

()この

表は、

直木孝次郎氏『日本古代の氏族と天皇』二一九頁所

冒頭のA・Bの記号は筆者が付した。

記 のものである。ただし、 紀八代系譜の成立と光明立后 (前川)

В						A			
9	- 8	7	6	5	4	3	. 2	代	数
開	孝	孝	孝	孝	懿	安	綏	天皇諡号	
化	元	STE SIIZ	安	昭	徳	寧	靖	設 号	
臣穂旦 `積波	河穗穂	意意 春 十	,	尾	師	師	師	后妃	古
葛臣之 城 大	積 積	富昌 市 市 夜夜 県	(姪	張	木県	木県	木県	処の氏	事
丸県 圏主	内臣臣	登登日主		連	主	主	主	姓	記
物	穂	磯		尾	息	事	事	皇后	
	積	城県	(姪)	張	(息石耳命)	(事代主神)	(事代主神)	(本文)	日
部	臣	主		連	愈	神	神	1 24	
		十 春	十磯	狭倭 磯	磯磯	大 磯間 城	春 磯	皇后	本
		市県主日	市県主	太国城雄豊県	城県土	宿県	春日県主	<u>-</u> 의	圕
		主日	主主	秋主	主主	潮 主	土土	世姓	紀
和珥臣	(河内)部	(倭)						妃の氏性	

括弧で包んだものは, 氏姓であることの明確でないもの, または神を示す。

の動向を解明してみたいと思うのが、そのねらいである。 の根拠を系譜的に正当づけようとした不比等を中心とする藤原氏 代初期に確立された皇親立后の原則を破り、非皇親(光明)立后 身者とせず、事代主神の出身としたのかについての 理 由 を 考察 譜において、なぜ編者が記にみるような大和の県主(師木)家出 そこで小稿では、書紀本文にみえる綏靖・安寧両天皇の后妃系 あわせて右の書紀本文の后妃系譜述作の背景として、奈良時

考えられる。 この事情・目的を書紀編者が熟知していたためではあるまいかと 書紀本文の后妃系譜に掲げえなかった事情・目的が伏在し、また 城しかみえないのである。これは当時后妃の実家として県主家を 張・物部・穂積・和珥などの諸氏出身者がみえ、県主出身者は磯 出身者が多く占めているのに対し、書 紀 本 文 の后妃系譜では尾 したのかについての理由を考えてみる必要があろう。記では県主 の関係を無視し、ことさらに事代主神とその後裔の出身として記 頭二代の天皇の后妃系譜において、天皇家と大和磯城の県主家と はなかろうか」と指摘されていることに注目される。 家は皇后の実家としてふさわしくないという考えがあったからで 本文には事代主神出身の后をあげているのは、書紀編者に、県主 主の出身としているのに、書紀ではその所伝を一書の説として、 て、直木氏は「古事記が綏靖・安寧の二代の后を、ともに師木県 霊妃)しかみられない。とくに冒頭二代の天皇の后妃系譜につい それでは、なぜ書紀本文の后妃系譜を述作した書紀編者が、冒

なる)。 異同を比較検討すると、二代綏靖・三代安寧・四代懿徳では、 のように考えると記と紀本文の后妃の出身氏姓は一致することに ることからすると、後者の丹波はあるいは丹波県主とみられ、こ 関係が不明であるが、記に竹野比売、紀本文に丹波竹野媛とみえ の旦波之大県主と紀本文にみえる妃の名に冠した丹波とは、その 紀本文にみえる和珥臣とは一致するが、他はあわない(ただし記 代開化は記と紀本文にみえる后妃の出身氏姓は、記の丸邇臣と、 妃の出身氏姓として穂積臣をあげ一致している部分があるが、 磯城・十市県主をあげている。さらに八代孝元は記と紀本文に后 も記と紀本文とでは后妃の出身氏姓は不明であるが、紀一書では は磯城県主をあげており、この点では一致していない。六代孝安 紀本文では尾張連をあげている点では一致しているが、紀一書に 主・春日をあげ、両者は一致しているのである。五代孝昭は記と 両者が一致している。また七代孝霊も 后 妃 の 出身氏姓に十市県 木(記)・磯城(紀―以下の記しかたは紀による)県主とみえ、 がわかる。まず、記と紀本文・紀一書にみえる后妃出身の氏姓の には記と紀本文・同一書(第一ノ一・第二ノ一書)のあったこと さきに掲げた八代の天皇の后妃出身氏姓表をみると、 后妃系譜 九 師

する)の氏姓は磯城県主を、七代孝霊の部分のそれは十市県主・を検討すると、二代綏靖・三代安寧・四代懿徳の部分(これをAとこのように記・紀本文・同一書にみえる后妃の出身氏姓の異同

記されたものと考えられるのである。 れて、記・紀一書ともに共通してあげている。つまり、両書に 記されたものと考えられるのである。 記されたものと考えられるのである。 記されたものと考えられるのである。 記されたものと考えられるのである。 記されたものと考えられるのである。

ける系譜の方を重視し、これを紀の本文系譜として 採 択 し たた の皇后の出身を磯城県主に結びつけるよりも、事代主神に結びつ 異にしているといわなければならない。これは、おそらく紀本文 のぞいてあげているが、紀本文のAの部分にみえる神 名の 記 載 昭以降の部分(これをBとする)は后妃の出身氏姓を六代孝霊を 事代主神の系譜につながる)がみえ、いずれも神名をあげて一括 は懿徳の后であり、ヌナソコナカツヒメの孫にあたり、間接的に みよう。Aの部分については、事代主神と息石耳命(安寧と事代 ることもできる。 頭三代すなわちAの部分を事代主神や息石耳命に置きかえたとみ め、記あるいは紀一書にみえる后妃系譜を参看して、紀本文の冒 の后妃系譜述作の際、書紀の編者は記や紀一書にみるように三代 は、記・紀一書にみえる磯城(記は師木)県主とは、その内容を して事代主神の系譜に結びつけられている。紀本文では、五代孝 主神の孫娘ヌナソコナカツヒメとの所生、この子アマトヨツヒメ つぎに、残る紀本文にみえる后妃の出身氏姓について検討して

それでは、右に述べた紀本文における后妃系譜述作の際、Aの

記紀八代系譜の成立と光明立后(前川)

関係が深い。これに対し、紀では同皇后の名はヒメタタライスズ(6) 部分にみえる磯城県主を事代主神や息石耳命に置きかえた意義に 代・三代・四代の皇后の出身を、記では師木県主の系譜に、紀で る。このように神武皇后の所生伝承をみると、 所生という伝えがみえる。三輪の大物主神は師木(記)県主とも タタライスケヨリヒメとみえ、三輪の大物主神と三島溝咋の娘の できる。かつて筆者は、壬申の乱において天武軍に神託によって 時に編者が後者の方をより重視していたあらわれと解することが に事代主神につながる皇后の系譜を掲げているのは、書紀編纂当 である。しかも、紀では磯城県主がみえる一書よりも、その本文 は事代主神の系譜に結びつけたという考え方も成り立つと思うの 系譜述作の際、伝説的始祖的天皇である神武の 皇 后 に つづく二 ヨリヒメとみえ、事代主神と三嶋溝橛耳神の娘との 所 生と 伝え ついて考えてみる必要があろう。まず、神武の皇后は、 の皇后の書紀本文系譜の述作には、七世紀後半以降に大和の葛城 して皇子女の乳母を貢進し、あるいはその養育にもたずさわって 結びつきをもっていたのは、葛木鴨(賀茂朝臣)氏が天皇家に対 この神が書紀において神武以下三代の皇后と系譜の上で女系的に 家にとって重要な地である高市県に置かれていたことに注目し、 援助を与えた事代主神をまつる髙市御県坐鴨事代主命神社が天皇 を本貫とする葛木鴨(賀茂朝臣)氏の関与 が 推 定 されると説い ため、その反映として事代主神と女系的につながる神武以下三代 いたという職掌を、髙市県主とともにはたしていた時期があった 紀は事代主神を皇后の父とする。おそらく、八代天皇の后妃 記 では 大 物主神 記にヒメ

> あるまいか。 述作にあたって葛木鴨(賀茂朝臣)氏の関与が考えられるのでは進行していた七世紀末から八世紀のはじめにかけてであり、このた。このことからも、紀本文の系譜の述作期は、書紀編纂作業が(?)

明氏は、書紀にみえる皇后の出自を検討された結果、非皇親皇后 問題となろう。 に限っていたといわれている。これらの指摘によると、書紀編纂 らかで、同時に大宝令では天皇の皇后・妃は品位を有する内親王 令にも存したことは、令集解公式令平出条所収の古記によって明 は皇后・皇太后・太皇太后などの称がみえ、しかもそれらが大宝 れた。また岸俊男氏は、現存する養老令の公式令・儀制令などに(8) を、天皇制の草創期にまで遡らせた造作の所産であろうと述べら ているのは、おそらく書紀編纂当時に実在していた皇 親 皇 后 制 であると指摘され、書紀がこれほど整然と后・妃の身分差を貫 は前述の四例と十六代仁徳皇后の磐之媛だけで、他はすべて皇親 化の場合は、いずれも氏族出身の非皇親皇后とみられる。菊地康 つまり六代孝安をのぞき五代孝昭・七代孝霊・八代孝元・九代開 主神と系譜的につながる皇后を皇親皇后とするならば、Bの部分 四名の皇后を非皇親としなければならぬ理由は、いったい何かが ばならない。書紀編纂時において、右にみた令制の原則を排して 分にみえる四名の非皇親皇后の存在はきわめて奇異といわなけれ に法的にも皇親皇后制が確立していたのに、紀本文系譜のBの部 事業が進行し八代天皇系譜が成立した八世紀のはじめには、すで つぎに、前掲の表をみるとわかるように、紀本文において事代

一八

のである。つまり、右に述べた変致は、記や紀一書の系譜にみえるが、他はあわない。九代開化をのぞくと、記の系譜でAの部分に記されていた磯城県主が、紀本文のそれでは記および紀一書ともつながらない七代孝霊の皇后の出身となっていることに注目とれる。この点について筆者は、もっとも早く天武朝前後に成立した記の系譜にみえる配列を、書紀編纂事業が進行している八世した記の系譜にみえる配列を、書紀編纂事業が進行している八世とのはじめに、Aの部分にみえる記の師木県主を事代主神およびその系譜につながる息石耳命に代置し、磯城県主を七代孝霊に位その系譜につながる息石耳命に代置し、磯城県主を七代孝霊に位その系譜につながる息石耳命に代置し、磯城県主を七代孝霊に位その系譜につながる息石耳命に代置し、磯城県主を七代孝霊に位との不識につながる息石耳命に代置し、磯城県主を七代孝霊に位といる。

る后妃の出身がすべて非皇親であったのに対し、紀本文のそれでる后妃の出身がすべて非皇親であったのに対し、紀本文のそれでは冒頭三代に皇親を置き、これを四代以降の非皇親出身者と結は冒頭三代に皇親を置き、これを四代以降の非皇親出身者と結ために行なわれたものではないかと考えられる。しかも、古事記にくらべて書紀編纂の目的やそのと考えられる。しかも、古事記にくらべて書紀編纂の目的やそのは模の大きさなどを考慮するとき、右の変改は単に一氏族―事代規模の大きさなどを考慮するとき、右の変改は単に一氏族―事代成した養老四(七二〇)年に近いころになされたものではないかと考えられるのである。以下、こためになされたものではないかと考えられるのである。以下、こためになされたものではないかと考えられるのである。以下、これらにないれて節をあらためて考察したい。

Ξ

とされた磐之媛は、

の。遂に本文とはなりしものなる事明けし」と説いている。(5) の御世の皇后も。既に此例なりとやうに。後より作為 加へ し文 に。其例の鮮きに苦しみつゝ。また其上に。此及ひ孝霊孝元開化 遂に行なわれしものゝ。なほ其後の藤原氏の人等か。かくにかく きつゝ。わが預り作為りたる大宝令をすら。蔑にしたる計策の。 さま。まことに思ひ遣らるゝ計なり。さてさやうに世の人をも欺 奏ッ上げ。臣下の女の例なりとして。詔をさへ潤飾したる当時の 臣下の列に入りしものと取做し。それを宜しき様に。 天 皇 に も かきくらまし。武内宿禰其子葛城襲津彦も。既に姓を賜はりて。 れは。世の議論あらむ事を。さすかに思慮悩みて。古代の事実を の所為にて。当時不比等の権勢はあれとも。此れまて例なき事な の女なるへき。……其レをしもかく取出て詔へるは。全く藤原氏 にあらす。いはゝ王族に坐せは。其子とある磐之姫命。何てか臣 武内宿禰の子にして。未タ姓をも玉はらす。臣下の列に属キし人 此磐之姫もまことは臣下の女にはまさす。其父葛城襲津彦命は。 り加へしめたるものとおぼしき」といい、さらに「なほいはゝ。(ト) 後世藤原氏の徒か。為にする所ありて。時の文人等に命して。 后」。…とある此等の文。 决く 撰者の当昔の本文にあらすして。 為11 皇后1 。…また開化天皇六年正月。 立1 伊香色謎命1 為1 皇 右にみた武郷の指摘は、大宝令で定められたように古代の皇后 作

けにはいかない。また武郷は仁徳皇后の磐之媛を皇親出身とみて られるので、系譜すべてを後世藤原氏による仮作・攙入とみるわ ているが、すでに前節で指摘したように、記あるいは紀本文・同(6) げていることに注意させられる。たしかに立后の実現した天平元 之媛の故事を 見 い だ し難局をひとまず打開したのである。 くこの立后の可否を六年間も検討し、非皇親立后の先例として磐 非皇親者の立后にあたり、 後貫徹されている皇親立后の原則を棚上げにして、光明子という うまでもない。ただ武郷の指摘で注目させられるのは、大宝令以 人物に近い磐之媛は葛城氏の出身で非皇親皇后であったことはい きによって自己の祖先伝承を后妃系譜のなかに定着させたと考え 後宮との関係が深く、おそらくこれらの氏族は、宮廷との結びつ て皇子女の養育にたずさわり、乳母をも貢進していたのであり、 攙入とみているのである。肥後和男氏はこの仮作説を疑問視され 紀にみえる非皇親皇后の系譜記事は、すべて藤原氏による仮作 ったという二点に要約することができる。いいかえれば、 后の出身をも非皇親としたのは、後世藤原氏一族による変改であ 的で磐之媛をも皇親者とみなし、②また紀にみえる孝昭以下の皇 き不比等の功績を力説し、このため立后が実現したという点をあ 宣命のなかにみえる苦しい釈明によっても理解できるが、ともか **感したという点であろう。この苦慮の実情は、立后の際だされた** いるが、近時明らかにされた葛城氏の研究によっても、伝説上の 書にみえる非皇親皇后の出身氏族は、天武朝前後の宮廷にお 右の宣命のなかで、 磐之媛の先例もさることながら、今はな いかに釈明するかについて藤原氏が苦

記紀八代系譜の成立と光明立后(前川)

身が藤原氏つまり非皇親であったため、この不都合を是正する目

立后にあたってだされた宣命に記されている非皇親立后のモデルは皇親出身者をあてるという原則を前提として、①天平元年光明

本来皇親出身であったが、一方、光明子の出

法政史学 第二十八号

その背景を明らかにしてみたい。の点について次節で述べ、紀本文にみえる后妃系譜の成立目的として彼は光明子の立后に対して無為無策であったのだろうか。こ年には不比等は世を去っていたが(養老四<七二〇>年没)、はた

四

あたりだされた宣命のなかに、は、続紀、天平元年八月壬午条にみえる聖武夫人光明子の立后には、続紀、天平元年八月壬午条にみえる聖武夫人光明子の立后に藤原氏が非皇親立后の先例としてあげた磐之媛の故事というの

のなかに、

建内宿祢命乃仕奉溉事止同事與勅而治賜慈賜棡。又難波大宮御宇掛母畏々天皇命乃。汝父藤原大臣乃仕奉照状齊。

原氏の中心人物であった不比等は、鎌足を建内宿祢に対比し藤原の対比において思いだされていたこと、また奈良朝初頭前後に藤足の功業との対比において、磐之媛は不比等の子光明子の立后ととが想起されているが、慶雲・和銅のころから天平にかけて少媛の祖父にあたる建内宿祢のことが光明子立后をさかのぼる二二媛の祖父にあたる建内宿祢のことが光明子立后をさかのぼる二二媛の祖父にあたる建内宿祢のことが光明子立后をさかのぼる二二媛の祖父にあたる建内宿祢のことが光明子立后をさかのぼる二二媛の祖父にあたる建内宿祢に対比し藤原

いと興味深い指摘をされた。

然之媛が皇后となったように、不比等の娘光明子を立后させることを期待したのであろうし、この期待は不比等の時代に実現できとを期待したのであろうし、この期待は不比等の時代に実現できとを期待したのであろうし、この期待は不比等の時代に実現できたを期待したのであろうし、この期待は不比等の時代に実現できたの発展をはかったと考えられ、さらに藤原氏は建内宿祢の孫娘氏の発展をはかったと考えられ、さらに藤原氏は建内宿祢の孫娘氏の発展をはかったと考えられ、

みられていることからも、 (21) 犬養氏は有力な反藤原氏勢力であったこと、あるいは安積親王の「(20) 事態の解決をはかろうとしたと述べられた通りである。当時、県 かもしれず、たとい後であったとしてもわずかな違いであったと 犬養宿禰広刀自が聖武の妃となったのは、霊亀二年より早かった 光明子が皇嗣を生むべき皇太子妃として、和銅七(七一四)年に立 あったにちがいない。筆者は、この構想は、霊亀二(七一六)年 弊之媛の故事が早くも慶雲・和銅のころから回想されていたこと によって、藤原氏は急遽光明子の立后を実現させたので あろう て、藤原氏は急遽先手をらって光明子を立后させ、同氏に不利なて、藤原氏は急遽先手をらって光明子を立后させ、同氏に不利な 太子した将来皇位につくべき聖武のもとに入内したとき、また県 からも、おそらくそのころから藤原氏の間ですでに固められつつ が、立后の構想は、右の宣命に述べられているような建内宿祢や 誕生は藤原氏にとって全く予期しなかったことなどの政治的危機 急逝し、一方、同年聖武夫人県犬養宿祢広刀自に安積親王が誕生 でに岸俊男氏が、神亀五(七二八)年九月光明子所生の皇太子が したため、同皇子の立太子が重大な政治問題化することを考慮し ところで、藤原氏が光明子の立后実現にふみきった動機は、 おそらく右の時期には藤原氏の間で固

められていたのではないかと考えたい。

期する上からも、自分の娘の将来について全く無関心であったと **う皇親皇后の原則が大きな障害となることを百も承知していたは** は思われない。しかし、大宝・養老律令の撰定・編纂の中枢にあ を握っていた時期であった。その不比等が藤原氏の今後の発展を るようになった和銅末年から霊亀、それにつづく養老の時代は、 った不比等は、立后の構想を早晩実現するためには、大宝令にい いうまでもなく不比等が藤原氏の実力者として廟堂にあって権勢 光明立后の構想が藤原氏の間で固まり、これに期待がよせられ

都の行なわれた和銅三(七一〇)年のころまでの間と推定した。(2) 賀茂朝臣は、新撰姓氏録、大和国神別に、 考え、その養育期間は誕生した大宝元(七〇一)年から平城京遷 賀茂朝臣比売に命じて生母にかわって聖武の養育にあたらせたと 来、生母宮子と相見たことがないと記されているので、不比等は たるが、続紀、天平九年十二月丙寅条によれば、聖 武 は 誕 生以 武の生母である藤原宮子を生んでおり、いわば聖武の外祖母にあ 茂朝臣比売であって、彼女は尊卑分脈によれば不比等に嫁し、 の諸氏のうち鴨朝臣は、続紀、天平七年十一月己未条にみえる賀 どの諸氏は、幼少時代における聖武を養育した氏族と推定し、 命の後半部にみえる三国真人・石川朝臣・鴨朝臣・伊勢大鹿首な 聖武が東大寺に幸し、盧舎那仏像の前殿に御して発した長文の宣 したのであろうか。かつて筆者は、天平勝宝元 (七四九) 年四月、 それでは、不比等はこの障害をどのようにしてのりこえようと 右

\$

成足尾 奉い 斎: 賀茂神社: 大神朝臣同祖。大国主神之後也。大田田禰古命孫大賀茂都美命 也

郡にまで進出していたと考えられる。(2)は、同氏は葛城から「高市御県坐鴨事代主命神社」のあった高市は、同氏は葛城から「高市御県坐鴨事代主命神社」のあった高市 とあって、氏名にみえる賀茂は「大和ノ国葛城ノ上郡の鴨」(23) の地が同氏の本貫であるが、六世紀から七世紀前半までのころに の大和国葛上郡にみえる「鴨都波八重事代主命都社」であり、こ 朝臣)氏の主神であったとみられていることから、延喜式神名帳 し、右の記事中にみえる賀茂神社とは、事代主神が葛木鴨

は、右に述べたような理由から不比等と賀茂朝臣比売との関係が 承のなかですべて葛城氏や葛城の地と深い 関 係 を もっているの 会では門地の高い氏族の系譜が重視され、かつ尊重される。さき は、天武十三年の賜姓において藤原氏と同格の朝臣を賜わってお 地としての地位も決して高くない。しかし、 さきにみた 賀茂 氏ー(な) り高くなく、一族男子の位階をみても官僚社会における同氏の門 を光明子に対比する動きや回想がではじめた慶雲・和 銅 の 時 期 重視された所産ではあるまいか。また建内宿祢を鎌足に、磐之媛 の宣命にみえる建内宿祢・葛城襲津彦・磐之媛などが、記紀の伝 り、聖武の生母である宮子が賀茂朝臣比売の所生であることから 者まで三千代に推挙されているところをみると、その出自はあま 神亀四(七二七)年、天武十三年改姓の際洩れた血縁関係の遠い た。県犬養氏については、弥永貞三氏が指摘されているように、 さて、光明子は不比等と県犬養宿袮三千代との間の所生であっ 門地の地位は県犬養氏よりも高い。いうまでもなく、貴族社

立后を実現するためには、大宝令に皇親皇后制を規定しているの立たを実現するためには、大宝やに、非皇親の妃である光明子のの行なわれた時期には、書紀編纂作業が進行していたのである。の行なわれた時期には、書紀編纂作業が進行していたのである。は、聖武が賀茂朝臣比売に養育されていた時でもあった。おそらは、聖武が賀茂朝臣比売に養育されていた時でもあった。おそら

后妃の出身氏姓のAの部分は、記が師木県主となっており、これ の系譜であると考えられる。おそらく、この述作、 ような意図のもとに述作されたのが書紀本文にみえる八代の后妃 皇后との系譜上の連続・結合をはかったのではあるまいか。この 裔につながる女性を皇親皇后として掲げ、五代孝昭以下の非皇親 聖武の外祖母の実家である葛木鴨(賀茂朝臣)氏の伝 承 を 参 看 ない。そこで、二代綏靖以下三代の皇后の出身―Aの部分―に、 位が対等であることを系譜の上からも証明しておかなければなら 令が皇親皇后制を規定している以上、皇親皇后と非皇親皇后の地 されているのは、このねらいによるものであろう。しかし、大宝 先例となる。紀一書に大和の県主氏が后妃の出身氏姓として併記 されていれば、非皇親である光明子が今後立后の場合都合のよい があげられているが、さらに紀の系譜において非皇親皇后が列挙 に着目したと考えられる。記には二代綏靖以下すべて非皇親皇后 編纂作業の進行していた書紀における八代天皇の后妃系譜の述作 あることに注意を払ったにちがいない。そこで、不比等は折から で、回避することのできない障害は光明子の出身つまり非皇親で し、神武の皇后の父とも伝える同氏の奉斎した事代主神とその後 いいかえれば

に対する紀本文では事代主神とその後裔となっていることからすると、紀本文の后妃系譜の述作にあたって、記の冒頭三代の部分ると、紀本文の后妃系譜の述作にあたって、記の冒頭三代の部分なと、紀本文の后妃系譜の述作にあたって、記の冒頭三代の部分を事代主神とその後裔に代置して変改されたのであり、また、この変改にもとづく紀本文にみえる后妃系譜の述作は、古事記の完成した和銅五(七一二)年から養老四(七二〇)年書紀の撰上が成した和銅五(七一二)年から養老四(七二〇)年書紀の撰上が成した和銅五(七一二)年から養老四(七二〇)年書紀の撰上が成した和銅五(七一二)年から養老四(七二〇)年書紀の撰上が成した和銅五(七十二)年書紀の漢といい。

注

- 紀からみた葛城氏」(『日本古代国家の研究』所収)。(1) 水野祐氏『増訂日本古代王朝史序説』・井上光貞氏「帝
- (2) 「県主と古代の天皇」 (『日本古代の氏族と天皇』所収)。
- (4) 直木氏、前掲論文二三四頁以下。(3)『日本書紀』上(日本古典文学大系)補注五八二頁。
- (5) 直木氏、前揭論文二三八頁。
- (6) 直木孝次郎氏『奈良』(岩波新書)五三頁
- (9)「光明立后の史的意義」(『日本古代政治史研究』所収)(8)「古代の天皇」(『講座日本史』1所収)一九七頁。

記紀八代系譜の成立と光明立后 (前川)

- 直木氏、注2)論文二三三頁。
- îi 10 英氏編『日本書紀研究』第二冊所収)一八三頁。 直木孝次郎氏「物部連に関する二、三の考察」(三品彰
- 12 上田正昭氏「和風諡号と神代史」(『赤松俊秀教授退官記 念国史論集』所収)一二六頁。
- 16 (13)・(14)・(15) 『日本書紀通釈』二、一二八九—一二九○頁。 「大和闕史時代の一考察」(『史潮』五―三)八一頁。
- 井上氏、注(1)論文。

17

- 18 「磐之媛皇后と光明皇后」 論集』所収) 一六八頁。 (『赤松俊秀教授退官記念国史
- **岸氏、** 注(9)論文二四八頁。

20 19

岸氏、 岸氏、

注(9)論文二四八頁。

注(9)論文二四八頁。

- 22 21 拙稿「聖武天皇の養育者と藤原氏」 (『続日本紀研究』
- 注 (7) 拙稿、 四頁。

栗田寬『新撰姓氏録考証』九六九頁。

一五八)。

25 23

- 25 「万葉時代の貴族」(『万葉集大成』5所収)一五二頁。
- う」(『日本神話の構成』四一九頁)と 述 べられている 不比等の意図が加わっていたものと考えられる。 代主神に対する信仰と崇敬によるものと見るべきであろ が、このように事代主神を重んじたのは、天武天皇の事 の皇后を、すべて事代主神の系統の女性 と 伝 え ている 次田真幸氏は「書紀では神武・綏靖・安寧の三代の天皇 あながちそればかりではなく、本文で述べたように